

衆議院 厚生労働委員会 議 録 第二十一号

平成二十四年九月五日(水曜日)

午後二時四十分開議

出席委員

委員長 池田 元久君

理事 岡本 充功君

理事 長妻 昭君

理事 加藤 勝信君

理事 岡本 英子君

理事 石森 久嗣君

理事 稲富 修二君

理事 工藤 仁美君

理事 坂口 岳洋君

理事 田中美絵子君

理事 玉木 朝子君

理事 西村智奈美君

理事 藤田 一枝君

理事 山口 和之君

理事 あべ 俊子君

理事 菅原 一秀君

理事 谷畑 孝君

理事 長勢 甚遠君

理事 松本 純君

理事 石井 章君

理事 玉城デニ君

理事 坂口 力君

理事 阿部 知子君

参議院厚生労働委員長

厚生労働副大臣

厚生労働大臣政務官

厚生労働委員会専門員

委員の異動

九月五日

辞任

吉田 統彦君

補欠選任

坂口 岳洋君

第一類第七号

厚生労働委員会議録第二十一号

平成二十四年九月五日

和田 隆志君 磯谷香代子君
江田 憲司君 山内 康一君

同日

辞任

磯谷香代子君

坂口 岳洋君

山内 康一君

補欠選任

和田 隆志君

吉田 統彦君

江田 憲司君

九月三日

窓口負担を軽減し、保険のきく範囲を広げお金の心配がない保険でよい歯科医療の実現を求め

ることに係る請願(塩川鉄也君紹介)(第二五

七八号)

同(吉井英勝君紹介)(第二五七九号)

労働基準法違反に対する罰則をより重罰化する

とともに、労働基準監督署の人員体制と監督権

限の強化を求めることに係る請願(城内実君

紹介)(第二五八〇号)

同(城内実君紹介)(第二五六〇号)

後期高齢者医療制度即時廃止、安心の医療を求

めることに係る請願(塩川鉄也君紹介)(第二

六一四号)

最低賃金千円の実現に関する請願(赤嶺政賢君

紹介)(第二六一五号)

全てのB型・C型肝炎患者の救済に関する請願

(赤嶺政賢君紹介)(第二六一六号)

保育所の増設等子どもの貧困克服を求めること

に関する請願(志位和夫君紹介)(第二六三三

医療・介護・年金など社会保障の拡充を求める

ことに係る請願(志位和夫君紹介)(第二六三

六号)

地域精神保健医療福祉の充実・拡充に関する請

願(古屋範子君紹介)(第二六五〇号)

同(磯谷香代子君紹介)(第二六六二二号)

同(工藤仁美君紹介)(第二六六三三号)

同(高橋千鶴子君紹介)(第二六六四四号)

同(玉木朝子君紹介)(第二六六五五号)

同(中屋大介君紹介)(第二六六六六号)

同(初鹿博博君紹介)(第二六六七七号)

同(山内康一君紹介)(第二六六八八号)

同(山崎摩耶君紹介)(第二六六九九号)

同(渡辺喜美君紹介)(第二六七〇〇号)

後期高齢者医療制度の速やかな廃止を求めるこ

とに関する請願(笠井亮君紹介)(第二六五一

同(穀田恵二君紹介)(第二六五九号)

こころの健康を守り推進する基本法の制定に関

する請願(工藤仁美君紹介)(第二六六一号)

は本委員会に付託された。

九月三日

公契約法・公契約条例の制定を求めることに関

する陳情書(福井市宝永四の三の一和田晋二)

(第一九三三)

乳幼児医療費助成制度の充実強化等に関する陳

情書(山形市旅籠町二の三の二五加藤孝)(第一

九四四)

ホームレス等の身柄保護策に関する陳情書(秋

田県潟上市天王字北野三三二の一八六真中光

博)(第一九五五)

同日

介護従事者等の人材確保のための処遇改善を求

める意見書(新川地域介護保険組合議会)(第五

五六七号)

後期高齢者医療制度に係る東日本大震災被災者

の一部負担金免除及び保険料減免に対する措置

の継続を求める意見書(宮城県後期高齢者医療

広域連合議会)(第五五六八号)

こころの健康を守り推進する基本法(仮称)の

早期制定を求める意見書(兵庫県養父市議会)

(第五五六九号)

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に

関する法律案(参議院提出、参法第三五号)

厚生労働関係の基本施策に関する件

母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に

関する特別措置法案起草の件

○池田委員長 これより会議を開きます。

参議院提出、移植に用いる造血幹細胞の適切な

提供の推進に関する法律案を議題といたします。

趣旨の説明を聴取いたします。参議院厚生労働

委員長小林正夫君。

移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に

関する法律案

(本号末尾に掲載)

○小林参議院議員 ただいま議題となりました移

植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関す

る法律案につきまして、その提案の理由及び内容

の概要を御説明申し上げます。

造血幹細胞とは、骨髓、臍帯血などに多く含ま

れている血液のもととなる細胞です。全身を流れる

血液中に薬を投与することにより造血幹細胞を

誘導し、成分献血と同じ手法によつて採取する末

梢血幹細胞も移植に利用されております。造血幹

細胞移植は、血液のがんと言われる白血病等に有

効な治療法です。これにより、通常の抗がん剤投

与よりも強力な治療が可能になるほか、造血機能

の回復、免疫系異常の是正などの治療効果が期待

できます。

造血幹細胞移植の現状につきまして、国民の

皆様の御理解と関係者の御努力により、平成二十

三年末で、骨髓移植、末梢血幹細胞移植のドナ

ー

ー

登録数が約四十万人、臍帯血の公開数が約三万個となっています。一方、平成二十三年年度の骨髄移植の新規患者登録数が約二千二百人であるのに対し、移植件数は約千二百件にとどまっております。今後、高齢化などに伴って移植のニーズが増加することが予想されることから、さらなる造血幹細胞の提供の促進を図ることが必要であります。

また、現状においては、骨髄バンクが骨髄、末梢血幹細胞のドナーのあつせんを行い、また、臍帯血バンクが臍帯血の調製等を行っておりますが、これらバンクの業務は患者やドナーの健康にかかわるものであり、適切に業務が行われることを担保するための規制が必要であります。また、これらバンクの財政運営は不安定なものとなっており、法整備によって財政運営の安定を図ることにより、造血幹細胞の安定的提供を図っていく必要があります。

本法律案は、これらの点に鑑み、移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進を図り、もって造血幹細胞移植の円滑かつ適正な実施に資するため、造血幹細胞の適切な提供の推進に関し、基本理念等を明らかにするとともに、講ずべき施策の基本となる事項や、骨髄・末梢血幹細胞提供あつせん事業及び臍帯血供給事業について必要な規制及び助成等について定めるものであります。これにより、移植を希望する患者の方々にとって、病気の種類や病状に合った最適な移植が行われるとともに、生活の質の改善が図られることが期待されます。

次に、本法律案の主な内容について御説明申し上げます。

第一に、基本理念として、移植に用いる造血幹細胞の提供の促進が図られなければならないこと、その提供は任意にされたものでなければならないこと、移植を受ける機会の公平性に配慮されなければならないこと、造血幹細胞の安全性が確保されなければならないこと、提供者の健康の保護及び臍帯血の品質の確保が図られなければならないことなどを定めております。

第二に、国、地方公共団体は、造血幹細胞の適切な提供の推進に関する施策を策定、実施すること、造血幹細胞提供関係事業者等は、造血幹細胞の適切な提供の推進に積極的に寄与するよう努めること、医療関係者は、国、地方公共団体の講ずる施策に協力するよう努めること等の責務を定めております。

第三に、厚生労働大臣は、造血幹細胞の適切な提供の推進を図るための基本方針を策定、公表することとともに、国民の理解の増進、造血幹細胞の提供に関する情報の一体的提供、造血幹細胞提供関係事業者の安定的な事業運営の確保など、造血幹細胞の適切な提供の推進のために国等が講ずべき施策について定めております。

第四に、骨髄・末梢血幹細胞提供あつせん事業及び臍帯血供給事業を許可制とし、業務遂行上必要な義務を課すとともに、事業費について国による補助の規定を設けることとしております。

第五に、ドナー登録、造血幹細胞提供関係事業者間の連絡調整、造血幹細胞に関する情報の一元的な管理、提供等を行う造血幹細胞提供支援機関を全国に一つ指定することとしております。

なお、この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしております。また、施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況等を勘案して必要があると認められるときは、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとしております。

以上が、この法律案の提案の理由及び内容の概要であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同いただきますようお願い申し上げます。

○池田委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

○池田委員長 本案につきましては、質疑、討論ともに申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

ります。

参議院提出、移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○池田委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと稱ぶ者あり〕

○池田委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○池田委員長 厚生労働関係の基本施策に関する件について調査を進めます。

母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法案起草の件について議事を進めます。

本件につきましては、先般各会派間において御協議をいただき、今般、意見の一致を見ましたので、委員長において草案を作成し、委員各位のお手元に配付いたしております。

その起草案の趣旨及び内容について、委員長から御説明申し上げます。

本案は、子育てと就業との両立が困難であること、就業に必要な知識、技能を習得する機会を必ずしも十分に有してこなかったこと等の母子家庭の母が置かれている特別の事情及び子育てと就業との両立が困難であること等の父子家庭の父が置かれている特別の事情を考慮して、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりです。

第一に、厚生労働大臣は母子及び寡婦福祉法に規定する基本方針において、都道府県等は同法に規定する母子家庭及び寡婦自立促進計画において、同法に掲げる事項のほか、父子家庭の父の就業の支援に関する事項をあわせて定めるものとする。また、当該基本方針及び母子家庭及び寡婦自立促進計画について、母子家庭の母及び父子家庭の父の安定した就業を確保するための支援に特別の配慮がなされたものとしなければならないこと。

第二に、国及び地方公共団体は、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の促進を図るための措置を講ずるに当たっては、情報通信技術等に関する職業能力の開発、向上、情報通信ネットワークを利用した在宅就業等多様な就業の機会の確保、これらに関する業務に従事する人材の養成、資質の向上に留意しなければならないこと。

第三に、政府は、毎年一回、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する施策の実施の状況を公表しなければならないこと。

第四に、国は、民間事業者に対し、母子家庭の母及び父子家庭の父の優先雇用その他の母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の促進を図るために必要な協力を求めるように努めるものとする。

第五に、国及び独立行政法人等は、物品、役務の調達に当たっては、母子福祉団体等の受注の機会の増大を図るため、予算の適正な使用に留意しつつ、優先的に母子福祉団体等から物品、役務を調達するように努めなければならないこと。

第六に、地方公共団体は、国の施策に準じて、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の促進を図るために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。また、地方独立行政法人は、物品、役務の調達に当たっては、その設立に係る地方公共団体が講ずる措置に準じて、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の促進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第七に、国は、母子家庭の母及び父子家庭の父

の就業の促進を図るため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならないこと。

なお、この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしております。

以上が、本起草案の趣旨及び内容です。

母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法案
〔本号末尾に掲載〕

○池田委員長 お諮りいたします。

お手元に配付しております草案を母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法案の成案とし、これを委員会提出の法律案と決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○池田委員長 起立総員。よって、そのように決しました。

なお、本法律案の提出手続等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○池田委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後二時五十三分散会

移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律案

移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律

目次

- 第一章 総則（第一条―第八条）
- 第二章 基本方針（第九条）
- 第三章 移植に用いる造血幹細胞の適切な提供

第一類第七号 厚生労働委員会議録第二十一号

平成二十四年九月五日

の推進のための施策（第十条―第十六条）

第四章 骨髄・末梢血幹細胞提供あつせん事業（第十七条―第二十九条）

第五章 臍帯血供給事業（第三十条―第四十三条）

第六章 造血幹細胞提供支援機関（第四十四条―第五十二条）

第七章 雑則（第五十三条―第五十四条）

第八章 罰則（第五十五条―第六十一条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及び移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する施策の基本となる事項について定めるとともに、骨髄・末梢血幹細胞提供あつせん事業及び臍帯血供給事業について必要な規制及び助成を行うこと等により、移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進を図り、もって造血幹細胞移植の円滑かつ適正な実施に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「移植に用いる造血幹細胞」とは、移植に用いる骨髄、移植に用いる末梢血幹細胞及び移植に用いる臍帯血をいう。

2 この法律において「移植に用いる骨髄」とは、造血幹細胞移植（造血機能障害を伴う疾病その他の疾病であつて厚生労働省令で定めるもの）の治療を目的として造血幹細胞を人に移植することをいう。以下同じ。）に用いるために採取される人の骨髄をいう。

3 この法律において「移植に用いる末梢血幹細胞」とは、造血幹細胞移植に用いるために厚生労働省令で定める方法により末梢血から採取される人の造血幹細胞をいう。

4 この法律において「移植に用いる臍帯血」とは、造血幹細胞移植に用いるために採取される

人の臍帯血（出産の際に娩出される臍帯及び胎盤の中にある胎児の血液をいう。）をいい、当該採取の後造血幹細胞移植に適するよう調製されたものを含むものとする。

5 この法律において「骨髄・末梢血幹細胞提供あつせん事業」とは、移植に用いる骨髄又は移植に用いる末梢血幹細胞の提供のあつせん（以下「骨髄・末梢血幹細胞提供あつせん業務」という。）を行う事業をいう。

6 この法律において「臍帯血供給事業」とは、移植に用いる臍帯血の提供について、その採取、調製、保存、検査及び引渡し（情報管理その他これらの業務に付随し、又は関連する業務として厚生労働省令で定める業務を含む。以下「臍帯血供給業務」という。）を行う事業（移植に用いる臍帯血を採取される者の委託により当該移植に用いる臍帯血を当該者又はその親族が用いるために臍帯血供給業務を行うものを除く。）をいう。

（基本理念）

第三条 移植に用いる造血幹細胞については、造血幹細胞移植を必要とする者が造血幹細胞移植を受ける機会が十分に確保されることを旨として、その提供の促進を図られなければならない。

2 移植に用いる造血幹細胞の提供は、任意にされたものでなければならない。

3 移植に用いる造血幹細胞の提供については、造血幹細胞移植を必要とする者が造血幹細胞移植を受ける機会が公平に与えられるよう配慮されなければならない。

4 移植に用いる造血幹細胞の提供については、移植に用いる造血幹細胞が人に由来するものであることに鑑み、その安全性が確保されなければならない。

5 移植に用いる骨髄及び移植に用いる末梢血幹細胞の提供については、その採取に身体的負担を伴うことに鑑み、移植に用いる骨髄又は移植に用いる末梢血幹細胞を提供する者の健康の保

護が十分に図られなければならない。

6 移植に用いる臍帯血の提供については、移植に用いる臍帯血の特性及びその提供に調製、保存等の過程を伴うことに鑑み、その安全性その他の品質の確保が図られなければならない。

（国の責務）

第四条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）のっとり、移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、基本理念ののっとり、国との適切な役割分担を踏まえて、移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（造血幹細胞提供関係事業者等の責務）

第六条 第十九条に規定する骨髄・末梢血幹細胞提供あつせん事業者及び第三十二条に規定する臍帯血供給事業者（以下「造血幹細胞提供関係事業者」という。）並びに第四十四条第一項に規定する支援機関は、移植に用いる造血幹細胞の提供において中核的な役割を果たすべきことに鑑み、移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に積極的に関与するよう努めなければならない。

（医療関係者の責務）

第七条 医師その他の医療関係者は、国及び地方公共団体が講ずる移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

2 医療機関の開設者及び管理者は、第十二条の健康等の状況の把握及び分析のための取組に必要な情報の提供に努めなければならない。

（関係者の連携）

第八条 国、地方公共団体、造血幹細胞提供関係事業者、第四十四条第一項に規定する支援機関及び医療関係者は、移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

第二章 基本方針

第九条 厚生労働大臣は、移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進を図るための基本的な方針（以下この条において「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する基本的な方向

二 移植に用いる造血幹細胞の提供の目標その他移植に用いる造血幹細胞の提供の促進に関する事項

三 移植に用いる造血幹細胞の安全性の確保に関する事項

四 その他移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関し必要な事項

3 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進のための施策

（国民の理解の増進）

第十条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する国民の理解を深めるよう必要な施策を講ずるものとする。

（情報の一体的な提供）

第十一条 国は、造血幹細胞移植を行うとする医師その他の移植に用いる造血幹細胞を必要とする者に対して移植に用いる造血幹細胞の提供に関する情報が一体的に提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。

（提供者等の健康等の状況の把握及び分析のための取組の支援）

第十二条 国は、移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に資するよう、移植に用いる骨髄又は移植に用いる末梢血幹細胞を提供した者及び移植に用いる造血幹細胞の提供を受けた者の健康等の状況の把握及び分析のための取組を支

援するために必要な施策を講ずるものとする。

（造血幹細胞提供関係事業者の安定的な事業運営の確保）

第十三条 国は、移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に資するよう、造血幹細胞提供関係事業者の安定的な事業の運営を確保するため、財政上の措置その他必要な施策を講ずるものとする。

（研究開発の促進等）

第十四条 国は、移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に資する研究開発の促進及びその成果の普及に必要な施策を講ずるものとする。

（国際協力の推進）

第十五条 国は、移植に用いる臍帯血の品質の確保に係る国際的な技術協力その他の移植に用いる造血幹細胞の提供に関する国際協力の推進に必要な施策を講ずるものとする。

（移植に用いる骨髄及び移植に用いる末梢血幹細胞の採取に係る医療提供体制の整備）

第十六条 国は、移植に用いる骨髄及び移植に用いる末梢血幹細胞の提供が円滑に行われるよう、移植に用いる骨髄及び移植に用いる末梢血幹細胞の採取に係る医療提供体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。

第四章 骨髄・末梢血幹細胞提供あつせん事業

（骨髄・末梢血幹細胞提供あつせん事業の許可）

第十七条 骨髄・末梢血幹細胞提供あつせん事業を行うとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。

（許可の基準）

第十八条 厚生労働大臣は、前条の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同条の許可をしてはならない。

一 営利を目的としてその事業を行うとする者でないこと。

二 移植に用いる骨髄又は移植に用いる末梢血幹細胞の安全性の確保のために必要な措置を

講じていること。

三 移植に用いる骨髄又は移植に用いる末梢血幹細胞を提供する者の健康の保護のために必要な措置を講じていること。

四 その事業を公平かつ適正に行わないおそれがないこと。

五 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

イ 成年被後見人若しくは被保護人又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ロ この法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者

ハ 第二十七条の規定により許可を取り消され、その取消しの日から三年を経過しない者

（当該許可を取り消された者が法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。第六十一条第二項を除き、以下同じ。）である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員

（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるもの）の代表者又は管理人を含む。以下同じ。）であつた者で当該取消しの日から三年を経過しないものを含む。）

二 法人でその役員のうちイからハまでのいずれかに該当する者のあるもの

（安全性の確保）

第十九条 第十七条の許可を受けた者（以下「骨髄・末梢血幹細胞提供あつせん事業者」という。）は、移植に用いる骨髄又は移植に用いる末梢血幹細胞の安全性が確保されるよう、これらを提供しようとする者の感染症等への罹患についての調査その他の必要な措置を講じなければならない。

（提供者の健康の保護等のための措置）

第二十条 骨髄・末梢血幹細胞提供あつせん事業者は、移植に用いる骨髄又は移植に用いる末梢血幹細胞を提供する者に対する健康診断の実施

その他の移植に用いる骨髄又は移植に用いる末梢血幹細胞を提供する者の健康の保護のための措置及び移植に用いる骨髄又は移植に用いる末梢血幹細胞の採取に伴う健康被害の補償のための措置を講じなければならない。

（採取に当たつての説明及び同意）

第二十一条 骨髄・末梢血幹細胞提供あつせん事業者は、移植に用いる骨髄又は移植に用いる末梢血幹細胞の採取に当たつては、移植に用いる骨髄又は移植に用いる末梢血幹細胞を提供しようとする者に対し、これらの採取に伴う身体的負担、これらの安全性の確保に関し協力すべき事項その他これらの採取に関し必要な事項について適切な説明を行い、その同意を得なければならない。

（秘密保持義務）

第二十二条 骨髄・末梢血幹細胞提供あつせん事業者（その者が法人である場合にあつては、その役員）若しくはその職員又はこれらの者であつた者は、正当な理由がなく、骨髄・末梢血幹細胞提供あつせん業務に関して知り得た人の秘密を漏らしてはならない。

（帳簿の備付け等）

第二十三条 骨髄・末梢血幹細胞提供あつせん事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、骨髄・末梢血幹細胞提供あつせん業務に関する事項で厚生労働省令で定めるものを記載した帳簿を備え付け、これを保存しなければならない。

（報告の徴収等）

第二十四条 厚生労働大臣は、この章の規定の施行に必要な限度において、骨髄・末梢血幹細胞提供あつせん事業者に対し、骨髄・末梢血幹細胞提供あつせん業務に関し必要な報告を求め、又はその職員に、骨髄・末梢血幹細胞提供あつせん事業者の事務その他の施設に立ち入り、骨髄・末梢血幹細胞提供あつせん業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(改善命令)

第二十五条 厚生労働大臣は、骨髓・末梢血幹細胞提供あつせん業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、その必要の限度において、骨髓・末梢血幹細胞提供あつせん事業者に対し、その改善に必要な措置を命ずることができ。

(事業の休廃止)

第二十六条 骨髓・末梢血幹細胞提供あつせん事業者は、骨髓・末梢血幹細胞提供あつせん事業の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

(許可の取消し等)

第二十七条 厚生労働大臣は、骨髓・末梢血幹細胞提供あつせん事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又は六月以内の期間を定めて骨髓・末梢血幹細胞提供あつせん事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第十八条第五号イ、ロ又は二のいずれかに該当するに至ったとき。

二 この章の規定に違反したとき。

三 第二十五条の規定による命令に違反したとき。

(補助)

第二十八条 国は、骨髓・末梢血幹細胞提供あつせん事業者に対し、予算の範囲内において、骨髓・末梢血幹細胞提供あつせん事業に要する費用の一部を補助することができる。

(厚生労働大臣の援助)

第二十九条 厚生労働大臣は、骨髓・末梢血幹細胞提供あつせん事業者に対し、移植に用いる骨髓又は移植に用いる末梢血幹細胞の適切な提供の推進のために必要な助言、指導その他の援助を行うよう努めなければならない。

第五章 臍帯血供給事業

(臍帯血供給事業の許可)

第三十条 臍帯血供給事業を行おうとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。

(許可の基準)

第三十一条 厚生労働大臣は、前条の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同条の許可をしてはならない。

一 営利を目的としてその事業を行おうとする者でないこと。

二 その業務の方法が次条の基準に適合していること。

三 その事業を公平かつ適正に行わないおそれがないこと。

四 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ロ この法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者

ハ 第四十一条の規定により許可を取り消され、その取消しの日から三年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から六十日以内に当該法人の役員であつた者で当該取消しの日から三年を経過しないものを含む。)

ニ 法人でその役員のうちイからハまでのいずれかに該当する者のあるもの

(品質の確保に関する基準の遵守)

第三十二条 第三十条の許可を受けた者(以下「臍帯血供給事業者」という。)は、臍帯血供給事業を行うに当たっては、臍帯血供給業務の方法に

関して移植に用いる臍帯血の安全性その他の品質の確保のために必要なものとして厚生労働省令で定める基準を遵守しなければならない。

(採取に当たつての説明及び同意)

第三十三条 臍帯血供給事業者は、移植に用いる臍帯血の採取に当たっては、移植に用いる臍帯血を提供しようとする妊婦に対し、採取した移植に用いる臍帯血の使途、移植に用いる臍帯血の安全性の確保に関し協力すべき事項その他移植に用いる臍帯血の採取に関し必要な事項について適切な説明を行い、その同意を得なければならない。

第三十四条 臍帯血供給事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、その保存する移植に用いる臍帯血に関し厚生労働省令で定める情報を第四十四条第一項に規定する支援機関に対し提供しなければならない。

(研究目的での利用及び提供)

第三十五条 臍帯血供給事業者は、厚生労働省令で定める基準に従い、臍帯血供給業務の遂行に支障のない範囲内において、その採取した移植に用いる臍帯血を研究のために自ら利用し、又は提供することができる。

(秘密保持義務)

第三十六条 臍帯血供給事業者(その者が法人である場合にあつては、その役員)若しくはその職員又はこれらの者であつた者は、正当な理由がなく、臍帯血供給業務に関して知り得た人の秘密を漏らしてはならない。

(帳簿の備付け等)

第三十七条 臍帯血供給事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、臍帯血供給業務に関する事項で厚生労働省令で定めるものを記載した帳簿を備え付け、これを保存しなければならない。

(報告の徴収等)

第三十八条 厚生労働大臣は、この章の規定の施行に必要な限度において、臍帯血供給事業者に対し、臍帯血供給業務に関し必要な報告を求め、又はその職員に、臍帯血供給事業者の事務所その他の施設に立ち入り、臍帯血供給業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(改善命令)

第三十九条 厚生労働大臣は、臍帯血供給業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、その必要の限度において、臍帯血供給事業者に対し、その改善に必要な措置を命ずることができ。

(事業の休廃止)

第四十条 臍帯血供給事業者は、臍帯血供給事業の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

(許可の取消し等)

第四十一条 厚生労働大臣は、臍帯血供給事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又は六月以内の期間を定めて臍帯血供給事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第三十一条第四号イ、ロ又は二のいずれかに該当するに至ったとき。

二 この章の規定に違反したとき。

三 第三十九条の規定による命令に違反したとき。

(補助)

第四十二条 国は、臍帯血供給事業者に対し、予算の範囲内において、臍帯血供給事業に要する

費用の一部を補助することができる。

(厚生労働大臣の援助)

第四十三条 厚生労働大臣は、臍帯血供給事業者に対し、移植に用いる臍帯血の品質の確保その他移植に用いる臍帯血の適切な提供の推進のために必要な助言、指導その他の援助を行うよう努めなければならない。

第六章 造血幹細胞提供支援機関

(支援機関の指定)

第四十四条 厚生労働大臣は、営利を目的としなない法人であつて、次条各号に掲げる業務(以下「支援業務」という。)を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申請により、全国を通じて一個に限り、造血幹細胞提供支援機関(以下「支援機関」という。)として指定することができる。

2 厚生労働大臣は、前項の規定による指定をしたときは、支援機関の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

3 支援機関は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

4 厚生労働大臣は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(支援機関の業務)

第四十五条 支援機関は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 移植に用いる骨髄又は移植に用いる末梢血造血幹細胞提供関係事業者の行う骨髄・末梢血造血幹細胞提供あつせん事業及び臍帯血供給事業に必要な協力を行うこと。

二 造血幹細胞提供関係事業者の行う骨髄・末梢血造血幹細胞提供あつせん事業及び臍帯血供給事業について、必要な連絡調整を行うこと。

三 第一号の登録をした者に係る移植に用いる骨髄及び移植に用いる末梢血造血幹細胞に関する

情報並びに第三十四条の規定により臍帯血供給事業者から提供された移植に用いる臍帯血に関する情報を一元的に管理し、並びにこれらの情報を造血幹細胞移植を行うおとする医師その他の移植に用いる造血幹細胞を必要とする者に提供すること。

四 移植に用いる造血幹細胞の提供に関する普及啓発を行うこと。

(秘密保持義務)

第四十六条 支援機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、正当な理由がなく、支援業務に関して知り得た人の秘密を漏らしてはならない。

(帳簿の備付け等)

第四十七条 支援機関は、厚生労働省令で定めるところにより、支援業務に関する事項で厚生労働省令で定めるものを記載した帳簿を備え付け、これを保存しなければならない。

(報告の徴収等)

第四十八条 厚生労働大臣は、支援業務の適正な実施を確保するために必要な限度において、支援機関に対し、支援業務に関し必要な報告を求め、又はその職員に、支援機関の事務所その他の施設に立ち入り、支援業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(監督命令)

第四十九条 厚生労働大臣は、支援業務の適正な実施を確保するために必要な限度において、支援機関に対し、支援業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(業務の休廃止)

第五十条 支援機関は、厚生労働大臣の許可を受

けなければ、支援業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

(指定の取消し)

第五十一条 厚生労働大臣は、支援機関が次の各号のいずれかに該当するときは、第四十四条第一項の規定による指定を取り消すことができる。

一 支援業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。

二 第四十九条の規定による命令に違反したとき。

2 厚生労働大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(補助)

第五十二条 国は、支援機関に対し、予算の範囲内において、支援業務に要する費用の一部を補助することができる。

第七章 雑則

(経過措置)

第五十三条 この法律の規定に基づき厚生労働省令を制定し、又は改廃する場合においては、その厚生労働省令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

(厚生労働省令への委任)

第五十四条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第八章 罰則

第五十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第十七条の許可を受けないで骨髄・末梢血造血幹細胞提供あつせん事業を行った者

二 第三十条の許可を受けないで臍帯血供給事業を行った者

第五十六条 第二十七条又は第四十一条の規定に

よる事業の停止の命令に違反した者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第五十七条 第二十二條、第三十六條又は第四十六條の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第五十八條 第二十五條又は第三十九條の規定による命令に違反した者は、百万円以下の罰金に処する。

第五十九條 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十三條又は第三十七條の規定に違反して帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者

二 第二十四條第一項若しくは第三十八條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第二十四條第一項若しくは第三十八條第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは第二十四條第一項若しくは第三十八條第一項の規定による質問に対し回答をせず、若しくは虚偽の回答をした者

三 第二十六條又は第四十條の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第六十條 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした支援機関の役員又は職員は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第四十七條の規定に違反して帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

二 第四十八條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して回答をせず、若しくは虚偽の回答をしたとき。

三 第五十條の許可を受けないで、支援業務の

全部を廃止したとき。

第六十一条 法人の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第五十五条、第五十六条、第五十八条又は第五十九条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

2 前項の規定により法人でない団体を処罰する場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条の規定 公布の日

二 次条の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

(準備行為)

第二条 第四十四条第一項の規定による指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この法律の施行前においても、同条の規定の例により行うことができる。

(骨髄・末梢血幹細胞提供あつせん事業及び臍帯血供給事業に関する経過措置)

第三条 この法律の施行の際現に骨髄・末梢血幹細胞提供あつせん事業又は臍帯血供給事業を行つてゐる者は、この法律の施行の日から三月間(当該期間内に第十七条又は第三十条の許可の申請について不許可の処分があつたときは、当該処分のあつた日までの間)は、第十七条又は第三十条の規定にかかわらず、引き続き骨髄・末梢血幹細胞提供あつせん事業又は臍帯血供給事業を行うことができる。その者がその期間内に第十七条又は第三十条の規定による許可

の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について許可又は不許可の処分があるまでの間も、同様とする。

(その他の経過措置の政令への委任)

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第五条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況等を勘案して必要があると認められるときは、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

(厚生労働省設置法の一部改正)

第六条 厚生労働省設置法(平成十一年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二十号の次に次の一号を加える。

二十の二 造血幹細胞移植に関すること。

理由

移植に用いる造血幹細胞の適切な推進を図り、もつて造血幹細胞移植の円滑かつ適正な実施に資するため、移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及び移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する施策の基本となる事項について定めるとともに、骨髄・末梢血幹細胞提供あつせん事業及び臍帯血供給事業について必要な規制及び助成を行う等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法案

母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法

(目的)

第一条 この法律は、子育てと就業との両立が困難であること、就業に必要な知識及び技能を習得する機会を必ずしも十分に有してこなかった

こと等の母子家庭の母が置かれている特別の事情並びに子育てと就業との両立が困難であること等の父子家庭の父が置かれている特別の事情に鑑み、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別の措置を講じ、もつて母子家庭及び父子家庭の福祉を図ることを目的とする。

(母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する施策の充実)

第二条 厚生労働大臣は、母子及び寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)第十一条第一項に規定する基本方針(以下この条において「基本方針」という。)において、同条第二項各号に掲げる事項のほか、父子家庭の父の就業の支援に関する事項を併せて定めるものとする。

2 厚生労働大臣は、基本方針について、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業に関する状況を踏まえ、その安定した就業を確保するための支援に特別の配慮がなされたものとしなければならない。

3 厚生労働大臣及び関係行政機関の長は、基本方針において母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関して講じようとする施策の充実に図られるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

4 母子及び寡婦福祉法第十一条第二項第三号に規定する母子家庭及び寡婦自立促進計画(以下この条において「自立促進計画」という。)を策定する同号に規定する都道府県等は、自立促進計画において、同法第十二条各号に掲げる事項のほか、当該都道府県等の区域における父子家庭の父の就業の支援に関する事項を併せて定めるものとする。

5 前項に規定する都道府県等は、自立促進計画について、基本方針に即し、職業能力の開発及び向上の支援その他母子家庭の母及び父子家庭の父の安定した就業を確保するための支援に特別の配慮がなされたものとしなければならない。

第三条 国及び地方公共団体は、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の促進を図るための措置を講ずるに当たっては、情報通信技術等に関する職業能力の開発及び向上並びに情報通信ネットワークを利用した在宅就業等多様な就業の機会の確保並びにこれらに関する業務に従事する人材の養成及び資質の向上に留意しなければならない。

(母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する施策の実施の状況の公表)

第四条 政府は、毎年一回、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する施策の実施の状況を公表しなければならない。

(民間事業者に対する協力の要請)

第五条 国は、第一条に規定する母子家庭の母が置かれている特別の事情及び父子家庭の父が置かれている特別の事情に鑑み、民間事業者に対し、母子家庭の母及び父子家庭の父の優先雇用その他の母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の促進を図るために必要な協力を求めるように努めるものとする。

(母子福祉団体等の受注機会の増大への努力)

第六条 国及び独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。)又は特殊法人(法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人であつて、総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)第四十五条第十五号の規定の適用を受けるものをいう。)のうち、その資本金の全部若しくは大部分が国からの出資による法人又はその事業の運営のために必要な経費の主たる財源を国からの交付金若しくは補助金によって得ている法人であつて、政令で定めるものは、物品及び役務の調達に当たっては、母子及び寡婦福祉法第六條第六項に規定する母子福祉団体その他母子家庭の母又は父子家庭の父の福祉を推進することを主たる目的とする社会福祉法人、一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活

父の就業の支援に関する特別の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人であつて、その受注に係る業務を行う者が主として母子家庭の母又は父子家庭の父であるもの（以下この条において「母子福祉団体等」という。）の受注の機会の増大を図るため、予算の適正な使用に留意しつつ、優先的に母子福祉団体等から物品及び役務を調達するように努めなければならない。

（地方公共団体等の努力）

第七条 地方公共団体は、前二条の規定に基づく国の施策に準じて、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の促進を図るために必要な施策を講ずるように努めるものとする。

2 地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）は、物品及び役務の調達に当たっては、前項の規定に基づきその設立に係る地方公共団体が物品及び役務の調達に当たって講ずる措置に準じて、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の促進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（財政上の措置等）

第八条 国は、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の促進を図るために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるように努めなければならない。

附 則

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

理 由

子育てと就業との両立が困難であること、就業に必要な知識及び技能を習得する機会を必ずしも十分に有してこなかったこと等の母子家庭の母が置かれている特別の事情並びに子育てと就業との両立が困難であること等の父子家庭の父が置かれている特別の事情に鑑み、母子家庭及び父子家庭の福祉を図るため、母子家庭の母及び父子家庭の